

日ラグ協発第 17-689 号
平成 29 年 12 月 11 日

関東ラグビーフットボール協会

会長 水谷 真 様

関西ラグビーフットボール協会

会長 坂田 好弘 様

九州ラグビーフットボール協会

会長 森 重隆 様

各都道府県協会安全対策委員長 各位

(公財)日本ラグビーフットボール協会
専務理事 坂本 典輔
安全対策委員長 佐々木 康一



重症傷害報告の改善について(通達)

拝啓 平素より日本ラグビーの普及発展に多大なるご尽力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

このたび、重症傷害報告の速やかな情報共有と重症事故の減少を図るべく、下記のとおり変更を行うこととしました。

三支部協会におかれましては、都道府県協会、関係各所、ならびにチームへの周知徹底とともに、更なるご協力をいただけますようお願い申し上げます。

敬具

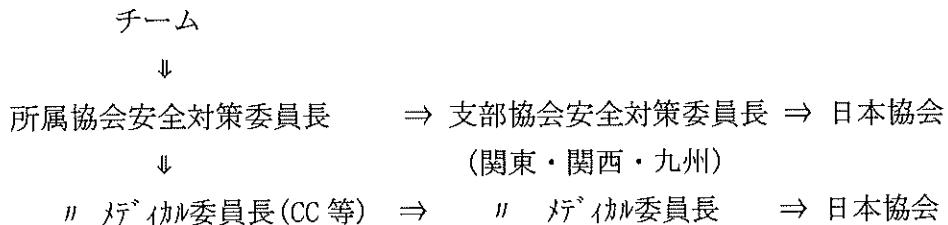
記

1. 三支部協会、都道府県協会へのお願い

重症傷害報告は、受傷選手の所属するチームから所属協会(都道府県協会、三支部協会および日本協会)の安全対策委員長に提出し、それぞれのメディカル委員長(或いは医務委員長)にも伝え(CC 等で)、報告を共有する。

なお、チームから報告を受けた所属協会の安全対策委員長は所属上部の安全対策委員長に報告する。また、報告を受けたメディカル委員長(或いは医務委員長)も同様に上部協会のメディカル委員長(或いは医務委員長)に伝える。

また、大会・試合の開催地協会がチームの所属協会と異なる場合には所属協会より開催地協会の安全対策委員長およびメディカル委員長(或いは医務委員長)にも伝える。各安全対策委員長は、必要に応じて、広報・法務などの関係部門との共有も行う。



(大会・試合の開催地協会がチームの所属協会と異なる場合)

所属協会安全対策委員長 ⇒ 開催地協会安全対策委員長・メディカル委員長

2. チームへのお願い

- (1) セーフティアシスタントは判断し難い症状を呈している選手についてはチームドクターまたはマッチドクターに報告・相談する。
重症傷害に繋がる可能性のある内臓損傷については『直ぐに症状が現れない』ことをセーフティアシスタントに注意喚起し、チームドクターもしくはマッチドクターの判断を仰ぐことを推奨する。
- (2) 戦術交代についても『負傷している』場合にはチームドクターおよびマッチドクターに必要な報告をする。
- (3) 試合における重症傷害報告はチームドクターおよびマッチドクターと共有する。

以上

参照：「重症傷害報告」 (<https://www.rugby-japan.jp/future/documents/serious/>)